

北大東村配食サービス事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、高齢者に対しバランスのとれた食事を提供するとともに安否の確認を行うことにより高齢者が要介護状態となることを予防し、又は要介護状態となった場合においても地域社会で生活することを支援し、高齢者の健康維持と自立支援に寄与するとともに、家族の介護負担軽減を目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、村内に住所を有し、かつ、居住しているもので、高齢、心身の障害及び疾病等の理由により食事の調理及び手配が困難なため、この事業を実施する必要があると認める者のうち、次の各号のいずれかの世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上の者のみで世帯を構成するもの及びこれに準ずる世帯に属する要支援・要介護者であって、食材を入手し、調理することが困難なもの
- (2) 介護保険法に定める要支援又は要介護の認定を受けている者の介護者が共働きの為、食事の提供が困難なもの

(利用の申込み)

第3条 配食を利用しようとする者は、申請書により北大東村社会福祉協議会に申請しなければならない。

(事業内容)

第4条 事業は、配食が必要と認められた者に対し、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して提供するとともに、安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡等を行い、必要な処置を講ずるものとする。

2 配食は月曜日から金曜日まで（ただし年末年始、祝祭日、台風等の自然災害が発生し配食が困難な場合を除く。）のうち、週5回以内の夕食とする。

3 配食に要する費用は1食400円とする。

(利用者の協力)

第5条 利用者は、配食サービスの利用にあたり、食事する時間帯や衛生面等に十分注意を払い、事業が円滑に行われるよう事業者に協力するものとする。

(利用の休止又は廃止)

第6条 利用者が病院等へ入院したとき、又は利用料金を支払わないときは、配食サービ

スの利用を停止することができる。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、配食サービスの利用を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 他市町村に転出したとき
- (3) 第2条の規定に該当しなくなったとき
- (4) 辞退の申出があったとき
- (5) 2か月以上サービスの利用がないとき

(守秘義務)

第7条 事業者及びその他関係機関は、利用者の身上その他家庭に関して知り得た情報を関係機関以外の者へもらしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要事項は、会長が別に定める。

様式第1号（第3条関係）

配食サービス利用申請書

フリガナ						年	月	日	
氏名						歳	性別		
住所	〒 北大東村字					電話番号 — —			
希望する期間	年		月	日	～	年		月	日
希望する回数	曜日	月	火	水	木	金			
	昼食								
	夕食								
介護保険 被保険者番号				要介護認定	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5				
不在時・緊急 時（親族）等 の連絡先	氏名	続柄等	住所・連絡先						
北大東村社会福祉協議会 会長 あて 上記のとおり配食サービスの利用を申請します。 年 月 日 住 所 北大東村字 申 請 者 氏 名 電話番号 — —									

同意書	私は、本事業の利用のための手続等に関して、必要最小限の範囲において、私及びその家族の個人情報を利用することに同意します。 本人氏名_____ 代筆者氏名_____
-----	--